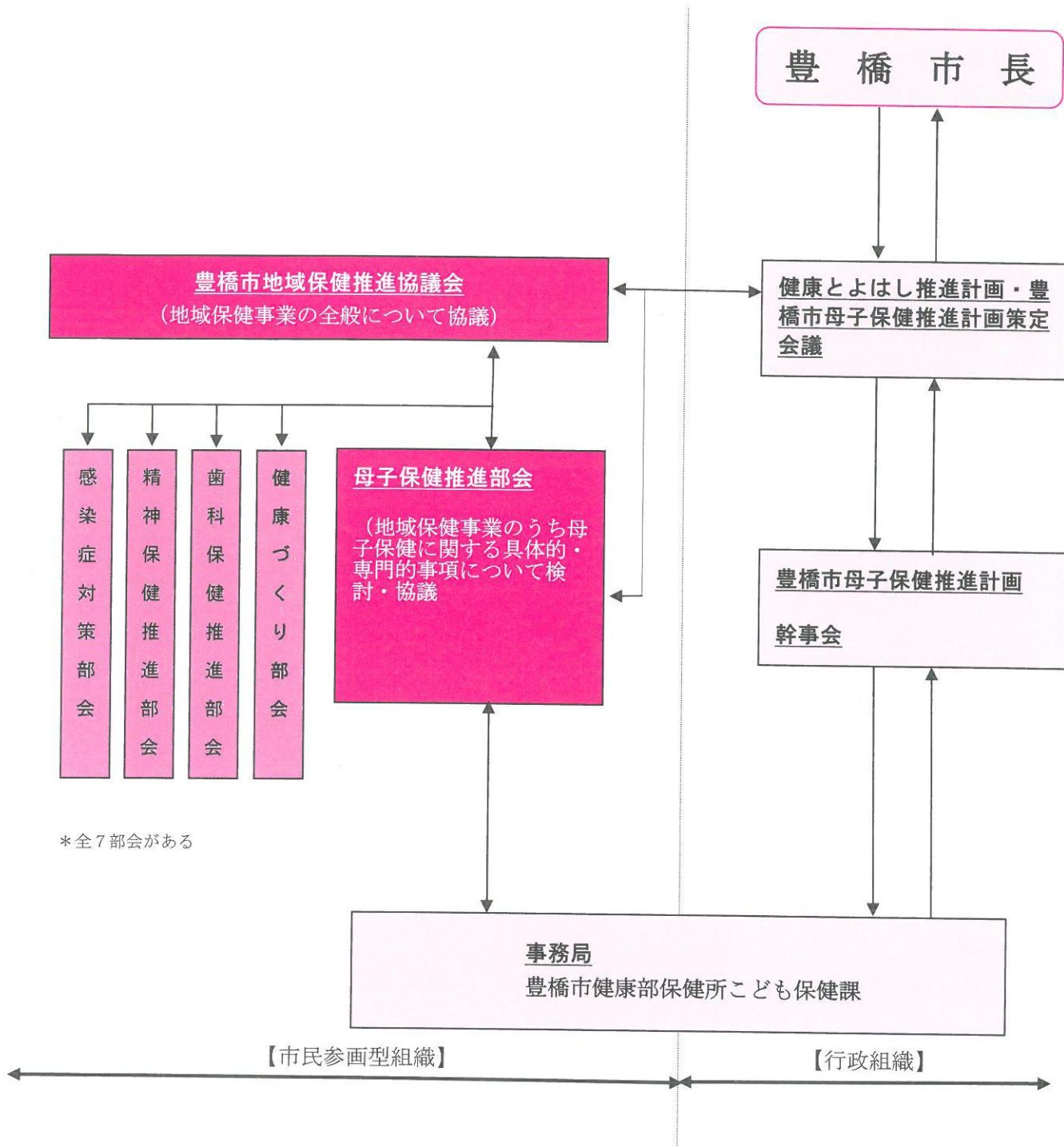


資料編

資料編

1 計画の策定体制

(1) 策定組織図



(2)豊橋市地域保健推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 保健、医療、福祉の一層の充実、強化を推進し、公衆衛生の向上及び市民の健康と福祉の増進を図るため、豊橋市地域保健推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域保健の推進に関すること。
- (2) 保健、医療、福祉の連携及び調整に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関等を代表する者等のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係団体
- (2) 医療施設
- (3) 保健衛生団体
- (4) 学校関係者
- (5) 社会福祉関係者
- (6) 事業者等
- (7) 学識経験者等

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を総括する。

4 副会長は、会長が協議会に諮って選任する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、具体的かつ専門的な事項について、検討、協議させるため部会を置くことができる。

2 部会長は、会長が選任する。

(庶務)

第8条 協議会の事務局は、健康部保健所健康政策課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

豊橋市地域保健推進協議会委員名簿

(任期 平成24年6月27日～平成26年3月31日)

役 職	氏 名	選 出
会長	権 田 隆 実	豊橋市医師会
	朽 名 正 也	豊橋市歯科医師会
	杉 浦 宏 始	豊橋市薬剤師会
	河 合 正 治	豊橋市獣医師会
	市 原 透	独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター
	岡 村 正 造	豊橋市民病院
	今 川 宏 一	愛知県食品衛生協会豊橋支部
	小 川 真由美	豊橋市食生活改善協議会
	左 京 みなもとの三郎	愛知県生活衛生同業組合連合会豊橋支部
	塩 野 全 康	豊橋市立小中学校長会
	近 藤 洋 二	豊橋市社会福祉協議会
	山 内 進	豊橋市民生委員児童委員協議会
	松 井 孝 悦	豊橋商工会議所
	木 田 きよえ	JA豊橋女性部会
	三 井 新太郎	豊橋市自治連合会
	柿 原 ヤヨイ	豊橋市国際交流協会
	藤 城 敏	豊橋市老人クラブ連合会
	西 村 正 広	愛知大学地域政策学部

(3) 豊橋市地域保健推進協議会母子保健推進部会運営要領

1. 目的

豊橋市地域保健推進協議会設置要綱第7条に基づき豊橋市母子保健推進部会（以下「部会」という。）を設置し、母子保健事業を円滑に推進することを目的とする。

2. 協議事項

部会は、次の事項を協議する。

- (1) 母子保健の向上及び事業の推進に関すること。
- (2) その他保健所長が必要と認める事項。

3. 組織

1 部会は、次に掲げる組織の者のうちから構成する。

- (1) 医師会
- (2) 歯科医師会
- (3) 薬剤師会
- (4) 医療機関
- (5) 小中学校校長会
- (6) 民生委員・児童委員協議会
- (7) 患者家族団体
- (8) 学識経験者
- (9) 社会福祉協議会
- (10) 愛知県東三河児童・障害者相談センター
- (11) 市関係各課
- (12) その他保健所長が適当と認めた者

2 部会長は、保健所長をもって充て、部会を統括する。

4. 会議等

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、必要に応じて開催する。
- (2) 会議の議長は、原則として部会長とする。ただし、協議の内容に応じて、部会長があらかじめ指定した者を議長とすることができる。
- (3) 部会長は、協議の内容に応じて、組織構成の者以外の学識経験者等の必要な者を出席させることができる。

5. 報告

部会の会議での決定事項及び協議結果は、直近の豊橋市地域保健推進協議会の会議に報告するものとする。

6. 記録の保管

部会長は、部会の会議の記録を整備し、これを適切に保管する。

7. 庶務

部会の庶務は、保健所健康政策課の協力を得て保健所こども保健課において処理する。

8. その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定めることができる。

- 附則 この要領は、平成11年10月1日から施行する。
 附則 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
 附則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。
 附則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
 附則 この要領は、平成18年10月1日から施行する。
 附則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

平成24年度豊橋市地域保健推進協議会母子保健推進部会

所属等	
豊橋市医師会	理事
豊橋市歯科医師会	理事
豊橋市薬剤師会	理事
豊橋市民病院	小児科第一部長兼小児科（新生児）第一部長兼周産期母子医療センター長（新生児部門）
豊橋創造大学短期大学部	幼児教育・保育課 准教授
豊橋市民生委員児童委員協議会	主任児童委員代表
助産所	代表
豊橋子育てネットゆずり葉	代表
社会福祉協議会とよはしファミリーサポートセンター	主任アドバイザー
吉田方子育て支援センター	所長
愛知県東三河福祉相談センター	児童育成課長
文化市民部	安全生活課長
	市民協働推進課長
	多文化共生・国際課長
福祉部	こども未来館 副館長
	子育て支援課長
	保育課長
	障害福祉課長
消防本部	消防救急課長

所属等	
健 康 部	健康政策課長
	健康増進課長
	こども発達センター 事務長
教 育 部	学校教育課長
	保健給食課長
	生涯学習課長

(4) 健康とよはし推進計画・豊橋市母子保健推進計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 健康とよはし推進計画・豊橋市母子保健推進計画（以下「計画等」という。）について必要な事項を協議するため、健康とよはし推進計画・豊橋市母子保健推進計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定方針の決定
- (2) 計画策定のための連絡調整
- (3) 計画案の立案
- (4) その他計画に関し必要な事項

(策定会議)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、策定会議を招集し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 5 策定会議は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 策定会議は、計画等の策定に当たり市民の意見を反映させるため、必要に応じて豊橋市地域保健推進協議会に意見を求めるものとする。

(幹事会)

第4条 策定会議に、健康とよはし推進計画幹事会及び豊橋市母子保健推進計画幹事会（以下「幹事会等」という。）を置き、別表第2及び別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 幹事会等は、次の事項を所掌し、幹事長は策定会議に計画等素案その他必要な資料を提出する。
 - (1) 計画等の策定に関する必要事項の調査検討
 - (2) 計画等素案の作成

(策定作業チーム)

第5条 幹事会等に策定作業チームを置き、委員は、幹事会等の推薦者をもって充てる。

- 2 策定作業チームは、次の事項を所掌し、幹事会等に必要な資料を提出する。
 - (1) 計画等の策定に必要となる基礎的な調査研究
 - (2) その他策定作業チームに関し、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第6条 策定会議、健康とよはし推進計画幹事会の事務局を健康部保健所健康政策課に置き、豊橋市母子保健推進計画幹事会の事務局を健康部保健所こども保健課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議に関し必要な事項は、会長が策定会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月18日から施行し、計画の策定をもってその効力を失う。

別表第1（第3条関係）

策 定 会 議 名 簿

区 分	役 職 名
会 長	健 康 部 長
副 会 長	福 祉 部 長
委 員	総 務 部 長
〃	財 務 部 長
〃	企 画 部 長
〃	文 化 市 民 部 長
〃	消 防 長
〃	教 育 部 長

別表第2（第4条関係）

健康とよはし推進計画幹事会名簿

区 分	役 職 名
幹 事 長	健 康 政 策 課 長
委 員	政 策 企 画 課 長
〃	市 民 協 働 推 進 課 長
〃	国 保 年 金 課 長
〃	子 育 て 支 援 課 長
〃	長 寿 介 護 課 長
〃	健 康 増 進 課 長
〃	こ ども 保 健 課 長
〃	学 校 教 育 課 長
〃	保 健 給 食 課 長
〃	生 涯 学 習 課 長
〃	ス ポ ー ツ 課 長

別表第3（第4条関係）

豊橋市母子保健推進計画幹事会名簿

区 分	役 職 名
幹 事 長	こ ども 保 健 課 長
委 員	政 策 企 画 課 長
〃	安 全 生 活 課 長
〃	市 民 協 働 推 進 課 長
〃	多 文 化 共 生 ・ 国 際 課 長
〃	こ ども 未 来 館 副 館 長
〃	子 育 て 支 援 課 長
〃	保 育 課 長
〃	障 害 福 祉 課 長
〃	消 防 救 急 課 長
〃	健 康 政 策 課 長
〃	健 康 増 進 課 長
〃	こ ども 発 達 セ ン タ ー 事 務 長
〃	学 校 教 育 課 長
〃	保 健 給 食 課 長
〃	生 涯 学 習 課 長

2 計画の策定経緯

年月日	事項	
平成24年5月24日	第1回策定会議	次期豊橋市母子保健推進計画の策定について
平成24年6月1日	第1回策定会議幹事会	次期豊橋市母子保健推進計画の策定について
平成24年7月30日	地域保健推進協議会 第1回母子保健推進部会	次期豊橋市母子保健推進計画の策定について
平成24年8月30日	第1回次期豊橋市母子保健推進計画作業部会	次期豊橋市母子保健推進計画の策定について 基本目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの主要施策について
平成24年9月24日	第2回次期豊橋市母子保健推進計画作業部会	基本目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの主要施策について
平成24年10月1日	第2回策定会議幹事会	豊橋市母子保健推進計画(第2次)(案)の基本的な考え方について
平成24年10月9日	第2回策定会議	次期豊橋市母子保健推進計画の策定について
平成24年10月16日	政策会議	豊橋市母子保健推進計画について 第2次計画の策定(中間報告)
平成24年10月23日	市議会福祉教育委員会	豊橋市母子保健推進計画について 第2次計画の策定(中間報告)
平成24年11月6日	地域保健推進協議会 第2回母子保健推進部会	豊橋市母子保健推進計画(第2次)計画書第1章～第3章案の報告及び第4章～第5章案の協議
平成24年11月29日	第1回地域保健推進協議会	豊橋市母子保健推進計画(第2次)(案)について
平成24年12月11日	第3回策定会議幹事会	豊橋市母子保健推進計画(第2次)(案)について
平成24年12月14日	第3回策定会議	豊橋市母子保健推進計画(第2次)(案)について
平成24年12月25日	政策会議	豊橋市母子保健推進計画(第2次)(案)について
平成25年1月23日	市議会福祉教育委員会	豊橋市母子保健推進計画(第2次)(案)について
平成25年1月28日 ～2月26日	計画素案の公表及び意見の募集(パブリックコメント)	
平成25年3月7日	地域保健推進協議会 第3回母子保健推進部会	豊橋市母子保健推進計画(第2次)(案)について
平成25年3月13日	第2回地域保健推進協議会	豊橋市母子保健推進計画(第2次)(案)について
平成25年3月21日	第4回策定会議	豊橋市母子保健推進計画(第2次)(案)について

3 用語集

用 語 説 明		掲載頁
い	<p>1か月児健康診査 身体所見の有無、成長発育について1か月ころに行われる健康診査。 (関連法令) 母子保健法第13条</p>	P.34
	<p>1歳6か月児健康診査 母子保健法第12条に基づき、歩行や言語などの精神・運動発達の異常を早期に発見することを目的として1歳6か月ころに行われる健康診査。</p>	P.34
	<p>一般不妊治療 不妊治療のうち体外受精および顕微授精を除くもの。タイミング療法や人工授精など。</p>	P.27
き	<p>基本的な生活習慣 適度な運動、バランスの取れた食事、禁煙、適量飲酒など、健康の増進を形成する基本要素となる食生活、運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣。</p>	P.16
さ	<p>3歳児健康診査 母子保健法第12条に基づき、身体の成長、精神発達面や視聴覚の異常を早期に発見することを目的として3歳頃に行われる健康診査。</p>	P.34
し	<p>子宮頸がん 子宮頸部と呼ばれる子宮の出口に発生する癌で、主な原因はヒトパピローマウイルス(HPV)の感染によるもの。原因がはっきりしていることから予防が可能であり、定期的な検診受診により異形成(癌になる前の病変)の段階で発見・治療が可能で発症を未然に防ぐことができる。</p>	P.24
	<p>思春期 児童期から成人期へと移行する中間の時期をいう。小学校高学年ころから始まる二次性徴、異性への性的関心や恋愛感情などが出現する。この性的成熟のほかにも抽象的思考力の発達、自分らしい生き方の模索などこの時期には重要な発達課題がある。</p>	P.1
	<p>児童委員 地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援を行う。民生委員が児童委員を兼ねる。</p>	P.30

用 語 説 明		掲載頁
し	周産期 妊娠 22 週から出生後7日未満の期間。この期間は合併症の発症や分娩時の急変など、母体、胎児や新生児の生命、身体にかかわる事態が発生する可能性が高くなる。	P.9
	主任児童委員 児童委員の中から厚生労働大臣の指名を受けて、区域担当の児童委員と市町村、学校などの関係機関との連絡調整や活動の支援など子どもに関することを専門的に担当する者。	P.30
	小児期 概ね15歳までの児童。本計画では、小学校就学時から概ね 15 歳までの児童を示す。	P.16
	小児慢性特定疾患 小児慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額になることから、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減にも資するため医療費の補助制度があるが、その対象となる疾患。	P.40
	人工妊娠中絶実施率 女子千人に対する人工妊娠中絶を実施した率。	P.9
	新生児期 出生後 28 日を経過しない乳児。	P.24
	せ	性器クラミジア感染症 クラミジアトラコマチスにより発生する疾患で、わが国で患者数が最も多い性感染症。感染により男性では前立腺炎、女性では子宮頸管炎などを起こすことがあり、特に女性の場合には不妊症の原因にもなる。感染者の約 50%～70%は無症候性保菌者といわれているが、感染していると他の性感染症や HIV の感染率が飛躍的に高くなる。
胎児期 妊娠3か月から出産までの母体内にいる期間。		P.24
て	低出生体重児 生まれた時の体重が 2,500g 未満の新生児の総称。1,500g 未満の場合は極低出生体重児、1,000g 未満の場合は超低出生体重児という。	P.1

用 語 説 明		掲載頁
と	<p>特定不妊治療</p> <p>体外受精及び顕微授精のこと。都道府県、指定都市及び中核市は、国から事業費用の補助を受け、特定不妊治療費に対し一定の要件のもとに補助金を交付している。</p>	P.27
に	<p>乳児家庭全戸訪問</p> <p>概ね4か月までの乳児のいる家庭を全て訪問し、子育ての孤立化を防ぎ、子育て支援に関する必要な情報提供を行うなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とした子育て支援事業。</p> <p>乳幼児期</p> <p>6歳ぐらいまでの幼い時期の児童の総称。1歳未満を乳児期、1歳以上6歳までを幼児期という。</p> <p>乳幼児突然死症候群</p> <p>乳幼児が何の予兆や既往歴もないまま睡眠中に突然死亡する疾患で、原因は不明であるが、厚生省心身障害研究の平成9年度報告により①うつ伏せ寝②父母などの喫煙③非母乳育児などの養育環境で発症が多いことがわかっている。</p> <p>妊産婦歯科健康診査</p> <p>妊娠による口腔環境の変化と口腔の健康状態を把握するための歯科健康診査。本市では妊娠中又は産後に1回、公費負担により市内の歯科医療機関で受診できる。</p> <p>妊娠の好適年齢</p> <p>妊娠の好適年齢は明確な定義はないが、加齢にともない妊孕性(妊娠しやすさ)は低下し、35歳を超えると妊娠・出産率は低下すると報告されている。</p> <p>妊婦健康診査</p> <p>妊娠中に妊婦と胎児の健康を守るために受ける健康診査のこと。本市では、妊娠届出後から出産までに最大14回まで公費負担により医療機関で受診できる。</p>	P.34 P.11 P.53 P.32
の	<p>望まない妊娠</p> <p>妊娠届出が遅い、妊婦健康診査未受診などから、希望していない妊娠計画外の妊娠と推測されるもの。</p>	P.21
は	<p>発達障害</p> <p>自閉症、高機能自閉症(アスペルガー症候群)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)もしくはこれらに類する脳機能障害の総称。</p>	P.43

用語説明		掲載頁
は	<p>ハローファミリーカード</p> <p>医療機関や保健機関の相談先、相談時間等の情報を掲載したカード。これを出産に係わったスタッフから母に配布することにより母の安心感を増し、育児不安の軽減や虐待予防を図るとともに、関係機関の連携も推進する。</p>	P.29
ひ	<p>肥満傾向</p> <p>肥満度は標準体重を 100 とした場合の増減(%)を示す。肥満傾向とは肥満度が+10%以上であること。</p> <p>肥満度 = (実測体重 kg - 身長別標準体重 kg) ÷ 身長別標準体重 kg × 100(%)</p>	P.18
ふ	<p>ファミリー・サポート・センター</p> <p>子育ての支援を受けたい人と子育ての援助を行いたい人がお互いに助け合う会員組織のこと。</p>	P.47
	<p>不育症</p> <p>妊娠はするけれど流産や死産、新生児死亡など繰り返して結果的に子どもを持ってないこと。一般的には2回連続した流産や死産があれば不育症と診断される。</p>	P.28
ほ	<p>母性健康管理指導事項連絡カード</p> <p>妊娠中に医師などから受けた母体又は胎児の健康保持のための指導事項を職場に的確に伝えるためのカード。女性労働者からこのカードを提出された場合、事業者はカードの記載内容に応じた適切な措置を講じる必要がある。</p>	P.29
	<p>母子健康手帳</p> <p>妊娠・出産・育児に関する一貫した健康記録であるとともに、妊娠と乳幼児に関する行政情報、保健・育児情報を提供するもの。母子保健法第 16 条に基づき、妊娠届を受理した市町村が妊婦に交付する。</p>	P.29
ま	<p>マタニティマーク</p> <p>「健やか親子 21」の課題の一つである「妊娠、出産に関する安全性と快適性の確保」に対する取組みとして発表された。妊産婦が公共交通機関等を利用する際にこのマークを身につけることにより、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするなど妊産婦にやさしい環境づくりを目指す。</p>	P.29

用 語 説 明		掲載頁
や	<p>やせ</p> <p>BMI(体格指数)が 18.5 未満であること。BMI が 18.5 以上 25 未満は標準、25 以上は肥満を示す。</p> <p>BMI=体重 kg÷(身長 m)²</p>	P.8
よ	<p>要保護児童対策ネットワーク協議会</p> <p>豊橋市における保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため設置された協議会。国・県・市の関係機関の代表者で組織され、情報交換、連携、意識啓発などに関することを検討する。</p>	P.52
	<p>4か月児健康診査</p> <p>身体の異常や成長発達の障害を早期に発見し、早期治療を目的に4か月ころに行われる健康診査。</p> <p>(関連法令) 母子保健法第13条</p>	P.34
り	<p>淋菌感染症</p> <p>淋菌の感染による感染症で、性行為による感染がほとんどである。感染率は 30%と高い。</p> <p>男性は尿道炎など、女性は子宮頸管炎などを発症する。男性では 20 代後半、女性では 20 代前半の感染者が最も多い。</p>	P.21
わ	<p>ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)</p> <p>やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などに人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。</p>	P.39

